

分類	委任内容の記載例	委任状が必要な方
住民票関係	■住民異動届（転入届・転出届・転居届）に関すること	本人・同一世帯員以外の方
	■住民票謄本（または抄本） ○通 ※基本の項目（氏名、住所、性別、生年月日）の他に本籍や続柄、マイナンバー、住民票コードなどの記載が必要な場合はその旨を明記してください。	本人・同一世帯員以外の方
戸籍関係	■戸籍謄本（または抄本） ○通	本人・直系親族・同籍者以外の方
	■除籍及び改製原戸籍謄本（または抄本） ○通 ※具体的にどのような記載が必要か、提出先に確認してください。 【例】死亡記載、出生から死亡までつながるもの、親子関係がわかるもの、兄弟〇人記載のあるもの等	
	■戸籍の附票謄本（または抄本） ○通	
	■身分証明 ○通	本人以外の方
	■独身証明 ○通	
	■各種届書の受理証明 ○通	届出人以外の方
	■死亡届記載事項証明 ○通 ※使用目的が限定されているので確認してください。 簡易保険に提出される場合は、証書を窓口で確認させていただきますので、持参してください。	6親等以内の親族・3親等以内の姻族以外の方
税証明関係	■納税証明 ○年度分 ○通	本人・同一世帯員以外の方
	■所得・課税証明 ○年度分（△年分） ○通 ※所得・課税証明書は、証明年度の前年分収入・所得が記載されます。 （例）7年度所得・課税証明＝6年分の収入・所得の証明	
	■固定資産課税台帳の写し ○年度分 ○通	
	■固定資産（土地・家屋）無しの証明 ○年度分 ○通	
	■固定資産（土地・家屋）評価証明 ○年度分 ○通	
	※税証明は、何年度分のものが必要かを記入してください。	

Q. 自分の親の戸籍謄本申請手続きを妻（夫）へ依頼する場合、委任状は必要ですか？

A. 自分の親の相続手続きで親の戸籍が必要になる場合がありますが、その申請手続きを配偶者（妻／夫）に依頼する場合などは委任状が必要になります。
これは戸籍法の規定により本人・直系親族・同籍者以外の方には戸籍を公開できないことになっているからです。

☒ 直系親族：自分からみて親や祖父母、子や孫など直接血のつながりをもつ親族のことを言います（兄弟姉妹は血のつながりはあるものの、直系親族ではなく傍系親族になります）。

☒ 同籍者：同じ戸籍に名を連ねる者という意味で、現在戸籍では配偶者（夫や妻）と未婚の子供を指します。